

管理又は監督の地位にあった熊本県職員の再就職状況の公表に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の6及び熊本県職員の退職管理に関する条例（平成28年熊本県条例第2号）第3条第2項の規定に基づき、本県知事部局を離職し、企業等（営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。）及び営利企業以外の法人その他の団体（報酬を得る場合に限る。）をいう。）に再就職した者の状況を公表することにより、再就職における透明性の確保及び適正化を図ることを目的とする。

(対象職員の範囲)

第2条 この要領の対象となる職員は、離職時に熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の規定による管理職手当の区分が1種、2種、3種、4種又は5種と定められている職にあった者

(再就職状況に係る届出)

第3条 対象職員は、県を離職後2年間の間に、企業等に再就職した場合、速やかに熊本県職員の退職管理に関する規則（平成28年熊本県人事委員会規則第5号）第24条で定める再就職の届出書（様式3）に必要な事項を記載し、知事に届け出るものとする。

(公表内容)

第4条 知事は、前条の届出に基づき、氏名、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称及び再就職先における地位を公表するものとする。

(公表の時期等)

第5条 前年度及び前々年度の離職者の再就職状況について、毎年度9月末日に公表するものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 熊本県知事部局職員の再就職状況の公表に関する取扱要領（平成20年4月1日施行）は、廃止する。
但し、平成28年3月31日までに離職した職員の公表は、なお従前の例によるものとする。

管理又は監督の地位にあった熊本県教育委員会事務局等職員の 再就職状況の公表に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の6及び熊本県職員の退職管理に関する条例（平成28年熊本県条例第2号）第3条第2項の規定に基づき、本県教育委員会事務局等（学校以外の教育機関を含む。）を離職し、企業等（営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。）及び営利企業以外の法人その他の団体（報酬を得る場合に限る。）をいう。）に再就職した者の状況を公表することにより、再就職における透明性の確保及び適正化を図ることを目的とする。

(対象職員の範囲)

第2条 この要領の対象となる職員は、離職時に熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の規定による管理職手当の区分が1種、2種、3種、4種又は5種と定められている職にあった者

(再就職状況に係る届出)

第3条 対象職員は、県を離職後2年間の間に、企業等に再就職した場合、速やかに熊本県職員の退職管理に関する規則（平成28年熊本県人事委員会規則第5号）第24条で定める再就職の届出書（様式3）に必要な事項を記載し、教育委員会に届け出るものとする。

(公表内容)

第4条 教育委員会は、前条の届出に基づき、氏名、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称及び再就職先における地位を公表するものとする。

(公表の時期等)

第5条 前年度及び前々年度の離職者の再就職状況について、毎年度9月末日に公表するものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 熊本県教育委員会事務局等職員の再就職状況の公表に関する取扱要領（平成20年4月17日施行）は、廃止する。

熊本県立学校退職職員の再就職状況の公表に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の6及び熊本県職員の退職管理に関する条例（平成28年熊本県条例第2号）第3条第2項の規定に基づき、県立学校を離職し、企業等（営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。）及び営利企業以外の法人その他の団体（報酬を得る場合に限る。）をいう。）に再就職した者の状況を公表することにより、再就職における透明性の確保及び適正化を図ることを目的とする。

(対象職員の範囲)

第2条 この要領の対象となる職員は、離職時に熊本県立学校条例（昭和39年熊本県条例第43号）第2条の表に規定する県立学校の校長の職にあった者

(再就職状況に係る届出)

第3条 対象職員は、県立学校を離職後2年間の間に、企業等に再就職した場合、速やかに熊本県職員の退職管理に関する規則（平成28年熊本県人事委員会規則第5号）第24条で定める再就職の届出書（様式3）に必要な事項を記載し、教育委員会に届け出るものとする。

(公表内容)

第4条 教育委員会は、前条の届出に基づき、氏名、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称及び再就職先における地位を公表するものとする。

(公表の時期等)

第5条 前年度及び前々年度の離職者の再就職状況について、毎年度9月末日に公表するものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

管理又は監督の地位にあった熊本県警察職員の再就職状況の公表に関する取扱要領

1 目的

この要領は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の6及び熊本県職員の退職管理に関する条例（平成28年熊本県条例第2号）第3条第2項の規定に基づき、熊本県警察を離職し、企業等（営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。）及び営利企業以外の法人その他の団体（報酬を得る場合に限る。）をいう。）に再就職した者の状況を公表することにより、再就職における透明性の確保及び適正化を図ることを目的とする。

2 対象職員の範囲

この要領の対象となる職員は、離職時に熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の規定による管理職手当の区分が1種、2種、3種、4種又は5種と定められている職にあった者とする。

3 再就職状況に係る届出

対象職員は、熊本県警察を離職後2年間の間に、企業等に再就職した場合は、速やかに熊本県職員の退職管理に関する規則（平成28年熊本県人事委員会規則第5号）第24条で定める再就職の届出書（様式3号）に必要な事項を記載し、熊本県警察本部長（以下「本部長」という。）に届け出るものとする。

4 公表内容

本部長は、前条の届出に基づき、氏名、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称及び再就職先における地位を公表するものとする。

5 公表の時期

前4の公表の時期は、毎年度9月末日とする。

6 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。